

| 車体の形状 | 構造要件 | 留意事項 |
|-------|--|---|
| 緊急警備車 | <p>刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕若しくは連れ戻し又は被収容者の警備のために使用するものであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 逃走者の逮捕若しくは連れ戻し又は被収容者の警備のために必要な特種な設備を有すること。</p> <p>2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。 |